

議案第 17 号

専決処分の承認を求めることについて

大野市教育委員会教育長事務委任規則第 1 条第 15 号の規定により教育委員会の権限に属する事項について、別紙のとおり専決処分をしたので、同規則第 3 条第 2 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成 31 年 4 月 24 日提出

大野市教育委員会

教育長 久保俊岳

提案理由

機構改革に伴い、所要の改正を行うため

専決処分書

大野市教育委員会教育長事務委任規則第3条第1項の規定により別紙のとおり専決処分する。

平成31年3月29日

大野市教育委員会

大野市教育委員会訓令第2号

庁中一般

各出先機関

大野市教育委員会事務決裁規程（昭和58年教育委員会規程第3号）の一部を次のように改正する。

平成31年3月29日

大野市教育委員会

第4条第1項の表中

「

館長等	教育総務課長 生涯学習課長 文化振興室長 スポーツ振興室長	
-----	--	--

」

を

「

館長等	教育総務課長 生涯学習課長 スポーツ振興室長 文化財課長	
-----	---------------------------------------	--

」

に改める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。